

ご注意ください！

架空請求のはがき

通知確認書

平成28年 管理番号 (〇)第〇〇〇号

この度ご通知致しましたのは貴方が以前契約された訪問販売会社に対して未納料もしくは契約不履行に当該会社が管轄裁判所に訴状申請された事を報告致します。

当確会社、訴訟内容につきましては担当職員にて受け賜りますが、当センターは御本人様と訴訟内容の正当性を確認する機関になります。

このままご連絡無き場合、管轄裁判所から裁判の日程を決定する口頭弁論期日呼出状送達後に出廷となり執行官立会いのもと、あなたの給料や財産の差押さえをされてしまう事があります。

最近個人情報悪用する業者が急増しておりますので万が一身に覚えが無い場合早急にご連絡下さい。

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祭日を除く)

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇 1-2-3

(相談窓口) 03-〇〇〇-〇〇〇〇

全国〇〇〇〇センター

「おかしいな」のポイント



実際の事件番号とは関係がありません。

いきなり裁判を起こされることはありません。まず、契約を締結した事業者から督促があります。

正当性を確認する第三者機関などはありません。実際に裁判を起こされた場合、訴状は裁判所から封書で届きます。

いきなり差し押さえをされることはありません。

＜このようなハガキが届いたら＞

- 身に覚えがない場合は絶対に相手に連絡をしないでください！
- ※ 裁判所から「特別送達」で封書が届いた場合は放置しないでください。まずは、印刷された裁判所の連絡先が本物かどうかを確認しましょう。(記載された連絡先に直接問い合わせるのではなく、電話番号案内「104」等で調べましょう。)
- 不安なときは、すぐに消費生活センターにご相談ください。